

## 「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」の改定について

「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」について、次のとおり改定することについて、お諮りします。

### 1 保温材に関する損傷、劣化状態の定義の改定

下記 2 の改定に併せて定義を改めて確認したところ、保護材が部分的に剥離し、保温材が露出しているものの、保温材には損傷、劣化がない場合に、「Ⅰ 著しい損傷、劣化」と「Ⅱ 部分的な損傷、劣化」のいずれに該当するか不明確だったため、表現を改めるものです。

他の石綿含有建材については、建材自体に損傷等があることが、「Ⅱ 部分的な損傷、劣化」の要件であることから、保温材に損傷、劣化がない状態は「Ⅰ 著しい損傷、劣化」ではなく、「Ⅱ 部分的な損傷、劣化」にあたるものとしています。

### 2 石綿含有建材の点検に係る説明等の追加

未措置（露出）の石綿含有建材の点検について、損傷、劣化状態の判断は簡潔な文面で定義を記載しています。

一方、点検実施者について、「煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）」は、「専門家」としていますが、「吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材」及び「石綿を含有する保温材及び耐火被覆材」は、「施設職員、委託業者又は専門家」としており、多数の点検実施者が損傷、劣化状態を判断しています。

このことから、点検者が容易に判断できるよう、要領の定義に関する説明や写真等を追加するものです。

### 3 災害時等における緊急点検の実施に係る規定の追加

要領には災害時等の緊急点検の規定はなく、平成 30 年度の北海道胆振東部地震等の発生時には、札幌市アスベスト問題対策会議議長名で文書を発出し、必要に応じて点検等を行うよう依頼したところ です。

一方で施設管理者は、災害時等には依頼等を待たず、自らの管理する施設の石綿含有建材について、点検等を行うべきものであるため、これまでの「通常点検」に加えて「緊急点検」の項目を設けるものです。

緊急点検の対象、実施方法は、基本的に通常点検と同様ですが、地震、台風、暴風雨等の自然災害による施設の被災後及び不具合等の発生時に、点検者の安全を確保しながら実施し、状況に応じて応急措置を行うよう記載しました。

点検時には、破損した石綿含有建材からアスベストが飛散しているおそれがあるため、防塵マスク等を着用してください。なお、環）環境対策課では、数に限りがありますが、災害対應用物品を備蓄していますので、被災時に、防じんマスク、保護衣（タイベック）、シューズカバー及び手袋が必要となった場合には御相談ください。

また、要領の改定後、各施設所管部局で作成している災害時の行動手順シート等を改定する際には、施設の点検に関する項目に、アスベストへのばく露等を防止しつつ、アスベスト含有建材についても点検等を行う旨を追記するようお願いします。